#### 札幌市苗穂・本町地区センター管理運営業務 業務毎の届出・記録・報告事項一覧

- ・項目欄の記号は、「第4 業務の内容と要求水準」の各項目に対応している。
- ・業務の全体に関する報告書類については、仕様書「第4-1-(10)-ウ」によること。
- ・「概要等」欄の記載事項は、各記録・報告事項に含まれる必要のある内容を示す。指定管理者がその 他の内容を含んでも差し支えない。
- ・区分欄の「届出」は届出の必要があるもの、「報告」は毎月、毎年の業務終了後に報告・提出するもの、「記録」については、適宜記録し、札幌市が求める場合には閲覧できるよう、保管・整備されている必要があるものを示す。なお、届出、報告の時期等については備考欄を参照すること。
- ・記録の作成については、業務実施方法と併せて合理化・集約等しても差し支えない。ただし、概要欄に記載する内容は必ず記録されること。
- ・これらのほか、業務内容に応じて関係条例等に基づく届出が必要な場合があるので留意すること。
- ・なお、届出、報告された文書等については、札幌市情報公開条例に従い公開されることがある。

項目	事項	概要等		区分		      備考
块口	事 <del>算</del> 模	似女守	届出	報告	記録	1
1 統括	舌管理業務					
(1) 管	管理運営業務の基本	<b>卜方針</b>				
	基本方針	_	0			変更した場合変更後1週 間以内に届出
(2) 平	F等利用の確保					
	平等利用確保 の方針		0			変更した場合変更後1週 間以内に届出
	平等利用確保 に向けた取組 項目の実施記 録	各取組項目の実施状況			0	
(3) 均	也球温暖化防止対策	表及び環境配慮の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	省エネルギー に係る業務計 画		0			業務開始時に提出 変更した場合、速やかに 届出ること。
ケ	エネルギー等 使用実績集計・ 管理票	札幌市環境マネジメントシステム マニュアル 様式 2		0		毎年5月31日までに報告
	温室効果ガス 集計表	札幌市環境マネジメントシステム 様式4		0		毎年5月31日までに報告

   項目	事項	概要等		区分		・ 備考
			届出	報告	記録	VIII · · J
(4) 管 ア	管理運営組織の確立 │ 統括責任者	Ĺ		1	1	業務開始時
	組織図	   業務分担、指揮命令系統、緊急時	0			<sup>乗務開始時</sup>   変更した場合変更後1週
	/ <u>1947/44</u> /23	の連絡系統、その他が一覧できる				間以内に届出
		<b>5</b> 0	0			
イ	職員採用・配置	組織に応じた職員の採用、配置計				採用方法、採用時期、職
	計画	画				種、必要な資格等につい     て区分
						変更した場合変更後1週
						間以内に届出
	勤務記録	職員毎の勤務日、勤務時間、休暇			0	職員の所属部署毎に記録
		日、その他職員の勤務状況の記録				
	勤務記録一覧	職員毎の勤務日数、休暇取得数の				月毎、部署毎に集計して
ウ	研修計画	一覧	0			作成
	研修等の実施	研修の実施日、内容、参加人数、	0			
	履歴	講師等、その他必要な事項		0	0	
エ	労働関係法令	法令上必要な届出の一覧とこれが				業務開始時及びその後に
	に関する届出	完了した(又は既に完了している)				届出を行った場合に文書
	状況	旨の報告		0		により報告
		   (5) 管理水準の維持向上に	こ向けた	<u>ト</u> 取組		
	業務の見直し	業務の見直し方法に基づき行った				
	履歴	見直しの経過、結果			0	
		   (6) 第三者に対する委託	└ 業務等(	の管理		
ア	再委託に対す	再委託業務の業務名、発注日、契	14 333 13			毎年度終了後に報告
	る委託業務一	約日、再委託事業者名、契約額、				
	覧表	見積書を徴収した事業者名と各見		0		
		積額、履行完了日、指定管理者側				
		の担当責任者、その他特記事項等				
イ	再委託に対す	再委託業務の指揮命令系統、指定				見積書、契約書、その他再
	る委託業務履 歴	管理者が行った指導、指示、検査、 確認等の日時、内容、再委託事業				委託業務契約に関連する 文書と併せて整備・保存
		権恥寺の日時、四谷、丹安礼事業     者から提出された報告、その他の				大音と所せて整備・保存   すること。
		管理監督の履歴				, , , , ,
ウ	協定に関連す	協定に関連する契約の相手方が暴				直ちに札幌市に報告し、
	る契約の相手	力団員又は暴力団関係者であると				その指示に従って、必要
	方が暴力団員	判明した場合の対応等				な措置を講じる。
	又は暴力団関 係者であると					また、その対応記録を作成すること。
	係者であると     判明した場合					MX 9 るして。 
	の報告、記録					
(7) 村	L幌市及び関係機関	<b>思との連絡調整</b>				
ア	協議会の記録	協議会の結果概要(日時、場所、議		0		報告後、1か月施設におい
		題、参加者、協議結果、その他)				て掲示すること。

		100		区分		ш.т.
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考
イ	関係機関一覧	関係機関の一覧				業務開始後2か月以内に
	表					一覧表を提出すること。
						少なくとも毎年度一回見
						直し、変更の場合速やか
	関係機関との	   連絡調整の相手、日時、概要等				に届出ること。   事業日誌に記載
	連絡調整記録	理船調金の相子、日時、佩安寺			0	尹未日記に記戦
(8) 則	務			ı	ı	
	予算実行計画	札幌市に提出した収支計画及び事				毎年度の管理運営業務開
	書	業計画に対応する月毎かつ事業毎				始まで
	次人引示書	の経費の支出予定				
ア	資金計画書	札幌市からの指定管理費、利用料金収入、その他本業務に充当する				毎年度の管理運営業務開 始まで(予算実行計画書
		金収八、その他本来傍に光ヨッる    資金の月毎の調達計画を記載				対応させること)
	資金管理の点	指定管理者の定める方法に従い記				監査報告等によることも
	検記録	録			0	三旦秋日寺によることも
イ	現金取扱規定	_				
(0) +	┡╫╪╶ <del>╇</del> ┸┍ <del>╬</del>					
(9) き	情対応 苦情への対応					策定、変更した場合1週
	舌情への対応   手続		0			現た、変更した場合1週 間以内に届出
	苦情記録	受付日時、申立者の氏名及び連絡				分類は、指定管理者にお
		先(可能な場合)、申立の方法、受				いて適宜設定して差し支
		付者及び所属部署、苦情等の対象				えない
		部署、苦情の内容、対応の経緯と				
		結果、苦情等の内容に応じた分類、				
(10)	=7.63	分析   ************************************				
(10)	<mark>記録・モニタリン</mark>   各種帳票	グ・報古・評価				整備保管すること
1	せルフモニタ	マンな、「細木にトブ利田本港口			0	・
1	ーセルノモニター リング	アンケート調査による利用者満足度の測定、苦情等の整理・分析、				巾への報告のはか、施設     内への1ヶ月間の掲示を
		各業務のセルフモニタリングを行		0	0	行うこと。
		古来協いこれっピーテラマラを刊   う。				11 ) = 2 0
ウ	事業報告	協定書等に定めることにより提出				
		すること。		0		
工	検査・確認・要					
	請に対する対応					
オ	事業評価					市への報告のほか、施設
				0		内への1か月間の掲示を
						行うこと。
	と・設備等の維持管					
(2) 旅	函設、設備等の維持	<b>寺に関する管理</b>				

75 D	日 東西 歴画安 区分					<b>供</b> 字
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考
<i>T</i>	清掃日報	<ul> <li>・定期清掃:毎日の業務における清掃の従事者、清掃実施時間及び回数、特記事項</li> <li>・対応清掃:施設利用者等からの連絡又は要求の受付者(部署)、日時、要求の場所及び内容等、対応時間及び結果</li> <li>・廃棄物収集処理:作業の概要等</li> </ul>			0	再委託により実施した場合、再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に成の項を記録(再委託業をと併せて保管)すると併せて保管とも可産業廃棄物を処理するる、関係法令に基づき、といるに作成された帳票が保されること
	計画清掃の計 画		0			
	計画清掃記録	計画清掃を実施した日時、作業内容、作業への従事者、作業の結果に関する特記事項等			0	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録(再委託業務履歴と併せて保管)することも可
イ	警備計画		0			
	警備日報	・毎日の業務における従事者、業務概要 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等 ・毎日の事故、秩序を乱す行為等 への対応状況(施設利用者等からの連絡又は要求があった場合 はその受付者、対応の日時、場所、内容等、対応に要した時間) ・毎日の開館及び開錠時間、閉館 及び施錠時間、施錠時間帯における出入記録、その他開館、閉 館に関する特記事項			0	同上
ウ	保守点検業務記録	・保守点検設備等、実施者(再委託 事業者等)、実施日時、実施内容、 実施結果(部品交換の内容も含 む)、各保守点検業務に要した費 用		0	0	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録(再委託業務履歴と併せて保管)することも可
工	破損、故障等の概略	・破損、故障等の連絡又は発見の 日時、連絡(発見)者の氏名 ・実際の状況を確認した日時 ・破損、故障等の概略		0		報告は遅滞なく行うこと。
	修繕業務実施 記録	・修繕の実施日、実施者(再委託した場合は再委託事業者名)及び実施内容、経費・使用した設計図、完成図等・原因その他特記事項 ※貸与する施設の図面に該当する部分がある場合にはこれらの図面に反映させること			0	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録(再委託業務履歴と併せて保管)することも可使用した設計図、完成図等については札幌市に提出

項目	事項 概要等	区分			備考	
現日 		似女 <del>寸</del> 	届出	報告	記録	1
才	備品の不具合 への対応記録	<ul><li>・不具合の連絡又は発見の日時、 連絡(発見)者の氏名</li><li>・実際の状況を確認した日時</li><li>・不具合等の概略と対応の結果</li></ul>			0	
	備品点検の記 録	点検者、点検日時、点検対象、点 検結果(備品の有無、対応)		0	0	
力	駐車場管理日 報	時間別駐車場利用台数			0	再委託により実施した場合、再委託事業者作成の報告に加え、必要な事項を記録(再委託業務履歴と併せて保管)することも可
	駐車場管理月 報	日報の月別集約結果			0	
キ	外構緑地管理 日報	作業日時、作業者、作業の概要、 その他特記事項			0	同上
ク	除排雪実施記 録	作業日時、作業者、作業の概要、 その他特記事項			0	同上
(3) 防	災業務					
	防災計画		0			
	防災訓練及び 職員への研修 結果	訓練及び研修の実施日時、概要、 参加者数及び参加者の概略		0	0	毎年度の報告に含めて報 告
	きの計画及び実施に					
(1) ≥	区民講座に関する業		I	1		
	講座実施記録	講座の実施日時、場所、講師、内容、参加者数及び参加者の概略等		0	0	
(2) 封		的とした事業に関する業務	ı	ı		
	事業の実施記     録	事業の実施日時、場所、内容、参加者数及び参加者の概略等		0	0	
(3) 対		り施設活用事業(無料)に関する業	<u> </u>			
	事業の実施記録	事業の実施日時、場所、内容、参加者数及び参加者の概略等		0	0	
(4) 図:	書業務			1		
	業務日誌等	利用統計、行事の参加者等			0	
	事故等処理報告書	事故等の概要、経緯、対応等		0		
	その他の報告書	本市が調査・報告等を求めた、 必要な報告書等		0		
(5) 図:	書カウンター業務					
	業務日誌等	利用統計、行事の参加者等			0	
	事故等処理報告書	事故等の概要、経緯、対応等		0		
	その他の報告 書	本市が調査・報告等を求めた、 必要な報告書等		0		
4 施設	の利用等に関する	業務		•		

-E C	東西	柳西佐	区分			#±
項目	事項	概要等	届出	報告	記録	備考
(1) 受				_	_	
	受付記録 (使用 承認業務を除 く)	日時、対応者、対応内容、経過 等			0	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支 えない。
(2) 使	用承認業務					
	受付記録	日時、対応者、対応内容、経過 等			0	分類は、指定管理者において適宜設定して差し支 えない。
工	施設が暴力制 の活れなるな はないた は で で で で で で の さ に で の き に り に り に り に り に り に り に り に り に り に	・同左		0	0	直ちに札幌市に報告し、 その指示に従って必要な 措置を講じる。また、その 対応記録を作成すること。
5 管理	業務に付随する業	美務				
(1) 広						
	広報関係事務	リーフレット、PRチラシの作成、 ホームページ開設	0			
(2) 個.	人情報の保護					
	個人情報の保護の取扱い	個人情報取扱規定の整備	0			分類は、指定管理者において適宜設定して差し支えない。
(3) 掲	示及び配架に関す	る業務				
	掲示及び配架 の取扱い	掲示板・配架台利用規則の整備	0			
(4) 引	継ぎ業務					
	引継報告	業務引継の完了を示す書面の写し		0		
-	その他					
1 自主	事業の実施につい	いて				
	事業の承認	市との協議事項	0			
	事業経理	収支状況		0		
	目的外使用許 可	市の許可	0			

## 清掃業務仕様書

#### 1 業務仕様

この仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業 務共通仕様書」の最新版によるものとする。

#### 2 業務の内容

(1) 日常清掃業務

特別な場合を除き、年末年始の休日(12月29日~翌年1月3日)を除く毎日とし、別表1の作業内容に基づき実施すること。

#### (2) 定期清掃業務

別表2の作業内容に基づき実施すること。

なお、札幌市の都合により作業実施月の変更を必要とするときは、指定管理者と協議の 上定めることとする。

(3) 塵芥処理、缶・瓶・ペットボトル処理

一般廃棄物(一般ゴミ、資源化ゴミ、粗大ごみ)、缶・瓶・ペットボトルについて、種類 別に分けてゴミを収集し、廃棄物処理場、リサイクル処理場等へ搬入する。

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「産業廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

(4) その他

上記以外の事項であっても、現場の状況に応じて札幌市が清掃管理上で必要と認め、指示する軽易な作業を行うこと。

#### 3 作業時間

(1) 日常清掃業務

原則として施設の開館時間内とするが、1回目の清掃については、開館時刻の30分前までに完了すること。ただし、やむを得ない理由により作業時間を延長する場合は、この限りでない。

(2) 定期清掃業務

来館者及び利用者に影響を及ぼさない作業については施設の開館時間内とし、その他については原則として休日等に行うこと。この場合、作業の方法及び工程については、事前に計画書を作成し、札幌市に提出すること。

なお、計画書の作成にあたっては、他業種との関連を考慮するとともに、電話、電気等の機器に支障を与えないよう十分注意すること。

#### 4 安全の確保

業務の実施にあたっては、安全の確保を図り従事者の事故防止に十分注意すること。なお、万一、事故が発生した場合の一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

#### 5 電気等の節約

電気、水道又は温水等の使用にあたっては、極力節約に努めること。

#### 6 備品等の破損事故等への対応

業務の実施にあたって、施設の備品、物品及び設備等を滅失又は毀損した場合は、ただちに札幌市に連絡をし、適切な処置をとらなければならない。

また、施設の備品、物品及び設備等が滅失又は毀損されているのを発見した場合も同様とする。

#### 7 服装及び名札

業務に従事する者は、常に清潔な制服を着用するものとし、名札をつけること。

#### 8 一般的注意事項

- (1) 常に施設の清潔を維持する責任ある作業に努めるとともに、札幌市から要求があったときは、業務終了時の立会い検査に応じること。
  - この場合、要求があれば作業の補正を実施すること。
- (2) 業務の実施にあたり、疑義が生じたときは、必ず札幌市の指示を受けて行うこと。
- (3) 盗難、火災の発生に注意し、業務終了の際は、施錠及び火気処理を確認するとともに、不使用灯を消灯すること。
- (4) 業務の実施にあたって移動した椅子、テーブル及び紙屑入等は、終了の際には必ず所定の位置に戻すこと。
- (5) 業務のために使用する洗剤、剥離剤及び樹脂ワックス等は、有害な揮発性有機化合物等 (VOC等)を含まないもので、適正かつ環境に配慮したものを使用すること。ただし、 札幌市との協議の結果、その性能上やむを得ないと判断して使用するVOC等の含有材料 は、極力放散の少ないものを使用するとともに、含有材料を使用した場合には、札幌市公 共建築物のシックハウス対策指針(令和2年9月)により、有効な換気対策を行うこと。
- (6) 業務のために使用する機械器具、材料類及び衛生消耗品(トイレットペーパー、水石けん及び芳香剤)は、すべて指定管理者の負担とする。
- (7) ホール等の木製床板の清掃にあたっては、現在、ワックス掛けを行っているものについては、ワックス掛けを継続することもやむを得ないが、水分の使用を最小限とし、ワックス塗布継続による床板の損傷など劣化がないか十分に確認する等、平成30年2月19日付札地区第7189号「ホール等の木製床板の補修及び適切な清掃の実施等について」に基づき実施すること。なお、竣工後よりウレタン塗装を継続している場合、木製床の塗膜状況に応じて、必要な時期にウレタン塗装の再塗装を実施すること。

#### 9 環境負荷の低減に関する事項

業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気及び水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合は再生紙を使用し、複数ページにわたる場合は原則として両面印刷とする。
- (3) 使用する商品及び材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 10 その他

本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

※日常清掃作業内容、定期清掃作業内容は今後協議して決定する。

# 警備業務仕様書

#### 1 業務の内容

- (1) 地区センターの施設(まちづくりセンター、まちづくり会議室、福祉のまち推進センターの部分を含む。以下、同じ。)内の通信システム等による機械警備
- (2) 火災、盗難等の事故発見及び初期処置
- (3) 非常口灯、外灯等の点灯確認
- (4) 不使用灯の消灯
- (5) 防火扉、消防設備の点検(外観点検)
- (6) 各室の施錠確認
- (7) 建物、設備等の破損及び不良箇所の発見と連絡
- (8) その他、業務の実施にあたって必要な事項で、札幌市と指定管理者で協議のうえ決定し文書で確認された事項

#### 2 警備計画の作成

警備の実施にあたっては、警備計画書を作成し、札幌市の承認を得ることとする。なお、 警備業法第19条第1項に規定する書面をもって警備計画書に代えることも可とする。

#### 3 警備時間

(1) 休館日以外の日

午後9時から翌日午前8時45分までとする。ただし、施設の利用時間が午後10時まで延長された場合の開始時刻は午後10時とする。

(2) 休館日

午前8時45分から翌日午前8時45分までとする。

#### 4 巡回時間

午後9時(施設の利用時間が午後10時まで延長された場合は午後10時)以降、機械警備体制が敷かれた時点で1回以上の巡回を行う。

#### 5 警備機器の設置

指定管理者は、地区センターの施設内に自動警報機器を設置するとともに、警備時間中、 当該警報機器により感知される異常の有無を、警備基地局としての機能の存する部署におい て確認し得るに必要な機器(受信装置)を設置すること。

- (1) 自動警報機器は、施設内の出入口、窓等必要な箇所に設置すること。
- (2) 機器の設置に要する一切の経費は、指定管理者の負担とする。
- (3) 設置された機器の所有権は、指定管理者に帰属するものとする。
- (4) 受信装置との間の電話回線には、断線時に対応できる機能を付加すること。
- (5) 機器の設置、修繕又は撤去等に係る工事により地区センターの施設又は物件等に損害を与えた場合は、原状に復さなければならない。

#### 6 警備業務の対処

- (1) 警備時間中は、警備基地局としての機能の存する部署に設置される機器表示盤により地区センターの異常の有無を間断なく監視し、警備の安全を確保すること。
- (2) 警備時間中、前記(1)による方法で契約物件に異常事態が発生したことを知ったときは、 遅滞なく要員を地区センターに急行せしめ、異常事態の確認を行うとともに必要な処置を

講ずること。

#### 7 設置機器の保守管理等

- (1) 指定管理者は、前記5に定める設置機器に関し、正常な機能を維持するため毎月1回の保守点検を行うほか、毎日設置機器の正常な機能を点検し、万一、警報の故障により作動に異常が生じたときは、遅滞なく警備上の安全処置を講ずるものとする。
- (2) 設置した警報機器等の工事配線については、指定期間中、警備業務の実施に支障が生じた場合は、指定管理者の負担により補修するものとする。

#### 8 機器の毀損、紛失

前記7にかかわらず、札幌市の責に帰すべき事由により指定管理者が設置した機器及び部品等を毀損、紛失した場合は、札幌市はその実費を指定管理者に支払うものとする。

#### 9 指定期間の終了、指定の取消しにおける機器の撤去

指定期間の終了又は指定の取消しにおいて、地区センターの施設に設置された機器及び部品等の撤去のために要する経費は、指定管理者の負担とする。

- (1) 業務の実施にあたっては、指定管理者は札幌市と連携を密にし、事故等の問題が発生した場合には、適切な処置を行うとともに、速やかに札幌市に状況を報告し指示を受けなければならない。
- (2) 札幌市が貸与した鍵は、指定管理者の責任のもとに保管されなければならない。
- (3) 業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に 努めること。
- (4) 本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者エレベータ保全業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)によるものとする。

#### 2 業務内容

(1) 本業務の対象設備は次のとおりとする。

メーカー:三菱

台数:1台

仕様:積載 450kg (6 人乗)・45m/min

- (2) 点検業務はフルメンテナンス契約とし、12回/年:毎月1回行うこと。
- (3) 点検項目は別紙1による。
- (4) 点検により異常等を発見した場合は、直ちに修理・調整又は部品の取替えを行うものとする。
- (5) 通常の点検業務のほか、建築基準法第12条第4項に基づき、年1回昇降機検査資格者による定期点検を行い、法令等で定める様式により定期点検報告書を作成し、施設に保管すること。

#### 3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

#### 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス・油脂類等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵 守し、マニフェストにより処理すること。

#### 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

# エレベータ点検項目 (フルメンテナンス契約)

# 別紙1

点 検 項 目	点検及び保守	内容	仔	R守等の措置
(1) 機械室	機械室への通行及	び出入り口に支障		
ア. 機械室への通行	がないことを確認する。			
イ. 室内環境	① 室内清掃、室	温その他室内環境		
	の良否を点検し	、エレベータの機		
	能上又は保全の	実施上支障のない		
	ことを確認する	。汚れがある場合		
	は清掃すること	0		
	②手巻きハンドル	の設置の有無を点		
	検する。			
ウ. 主開閉器、受電	① 作動の良否を	点検する。	調惠	き・修理又は部品交
盤、制御盤、起動	② 端子の緩み及	びヒューズエレメ	換	
盤、及び信号盤	ントの異状の有	無を点検する。	修理	里又は部品交換
	③ 下表に掲げる回	回路について、絶		
	縁抵抗を測定し	、その値が次表	修理	里する
	の数値以上にな	あることを確認す		
	_ る。			
	回 路	使 用 電 圧	•	絶縁抵抗(MΩ)
	電動機主回路	300V以下のもの		0.2以上
		300Vを超えるもの	り	0.4以上
	制御回路	150V以下のもの		0.1以上
	信号回路	150Vを超え		0.2以上
	照 明 回 路	300V以下のもの		
	<ul><li>④ 主開閉器の操</li></ul>	作及び動作の良	調敷	<u></u> ・修理又は部品交換
	・ 王所の語の保   否を点検する。		即明立臣	、修住人は即加入狭
工. 荷重試験	積載荷重 100%の		調整	・修理又は部品交換
(労働基準法対象物	合において、以上のないことを確			
に限る)	認する。			
才. 階床選択器	① スチールテープ等と機械室床			・修理又は部品交換
(当該装置がある場		接触していない		
合に限る)	ことを確認する	-		A About the second
	② 作動の良否を	点検する。	調整	・修理又は部品交換

力. 巻上機	① 潤滑状態の良否及び油漏れの 有無を点検する。	補充・清掃・修理又は部 品交換
		加入沃
	② 歯当たりの良否を点検する。	
	③ 回転時に軸受けの音及び振動	初期厚の 7/8 未満は交換
	の異状の有無を点検する。	調整・修理又は部品交換
	④ 綱車のロープ溝の摩耗及びロ	
	ープ	摩耗が著しい又はスリップ
	スリップの有無を点検する。	がある場合、修理又は交
		換
キ. 電磁ブレーキ	① 作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
	② スリップの異状の有無を点検	調整・修理又は部品交換
	する。	
	③ ブレーキシュー、アーム、及	調整・修理又は部品交換
	びプランジャーの作動の良否を	
	点検する。	
ク. そらせ車	① ロープ溝の摩耗の有無及び取	摩耗が著しい場合交換
	付けの良否を点検する。	
	② 回転状態の異常を点検する。	調整・修理又は部品交換
ケ. 電動機及び電動	① 運転状態の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
発電機	②振動、音及び温度の異状の有無	調整・修理又は部品交換
	を点検する。	

コ. 調速機	検する。 ② ロープ溝の摩耗の有無を点検 する。	調整・修理又は部品交換 摩耗がある場合交換 調整・修理又は部品交換
サ.機器の耐震対策 (当該装置を高じている場合に限る) シ.主索の緩み検出 装置(当該装置を高 じている場合に限	種 類 定格速度が 45m/min 以下のもの 過速 63m/min 以下で切れる スイッチ こと キャッチ 過速スイッチが切れると 同時に又は切れた後に作動し、かつ、下降方向の 速度が 68m/min を超えない内に作動する。 地震その他の振動による移動、転倒 及び主索外れ防止装置の良否を点検する。 作動の良否を点検する。	min を超えるもの 定格速度の 1.3 倍 以下で切れること
2) かご       ア. 運行状態       イ. かご室の周壁、       天井及び床       ウ. かごの戸及び敷居       エ. かごの戸スイッチ	乗り心地、着床段差等の運行状態の 良否を点検する。 摩耗、発錆、腐食等の劣化の有無を 点検する。 ① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の 有無を点検する。 ② 取付けの良否及び戸の隙間の適 否を点検する。 作動及び取付けの良否を点検する。	調整・修理又は部品交換 劣化が著しい場合修理 摩耗が著しい場合交換 調整 調整・修理又は部品交換

オ. 戸閉め安全装置 (当該装置がある場 合に限る)	戸の反転動作機能などの作動状態の 良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
カ. かご操作盤及び 位置表示灯	① 作動の良否を点検する。 ② 取付けの良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換 調整・修理又は部品交 換
キ.外部への連絡装置	呼び出し及び通話の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
夕. 照明	球切れ及びちらつきの有無を点検す る	交換
ケ. 停止スイッチ	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
コ. 注意銘板の表示	用途、積載荷重及び最大定員の表示 の適否を点検する。	
サ. 停電灯装置(当 該装置がある場合に 限る)	① 点灯状態の良否を点検する。 ② 床上で1ルックス以上の照度を 30分以上維持できることを確認す る。	修理又は部品交換 修理又は部品交換
シ. 各階強制停止装 置(当該装置がある 場合に限る)	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
ス.かご床先と昇降 路壁の水平距離	出入り口の床先との水平距離が4cm以下、かご床先と昇降路壁(乗用又は寝台用のエレベータに限る)との水平距離が12.5cm以下であることを確認する	
セ. 光電装置(当該 装置がある場合に限 る)	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換
ソ. 側部救出口(当該装置がある場合に限る)	施錠及びスイッチの作動の良否を点 検する。	調整・修理又は部品交 換
タ.専用操作盤(車 椅子兼用の場合に限 る)	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交換

チ. 鏡及び手すり (車椅子兼用の場合 に限る)	取付けの良否を点検する。	
<ul><li>3) かごの周囲及び 昇降路</li><li>ア. かごの上部の外</li><li>観</li></ul>	汚れの有無を点検する。	清掃
イ. 非常救出口	<ul><li>① かご外部からの開閉の良否を点検する。</li><li>② 救出口スイッチを作動させた場合にエレベータが停止することを確認する</li></ul>	調整・修理又は部品交 換 調整・修理又は部品交 換
ウ. 戸の開閉装置	<ol> <li>戸の開閉状態及び開閉時間の良否を点検する。</li> <li>開閉機構の取付けの良否を点検する。</li> <li>軸受けの音及び温度の異状の有無を点検する。</li> </ol>	調整・修理又は部品交換 調整・修理又は部品交換 修理又は部品交換
エ. リタイアリングカム (当 該装置がある場合に 限る)	取付け及び作動の良否並びに摩耗等 の劣化の有無を点検する。	調整・修理又は部品交換
オ.かご上安全スイッチ 及び運転装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交 換
カ.かごつり車及び おもりのつり車(当 該車がある場合に限 る)	<ul><li>① 回転時に、音に異状がないことを確認する。</li><li>② ロープ溝の摩耗の有無を点検する。</li></ul>	修理又は部品交換 摩耗が著しい場合修理 又は交換
キ・カ・イト・シュー又はローラーカ・イト・	取付けの良否及び摩耗の有無を点検する。	調整又は交換
ク. 主索及び調速機 ロープ	① 破断、摩耗及び発錆の有無を点 検し、次表の基準に適合すること を確認する。	基準に適合しない場合 は交換

	素線の破断が平均的に分布	1構成より(ストランド)の
	している場合	1よりピッチ内での破断数4
		以下
	破断素線の断面積が、元の	1構成より(ストランド)の
	素線の断面積の 70%以下と	1よりピッチ内での破断数2
	なっているか又は錆が著し	以下
	い場合	
	素線の破断が1箇所又は特	素線の破断総数が1よりピッ
	定のよりに集中している場	チ内で6より鋼索では12以
	合	下、8より鋼索では16以下
	摩耗部分の鋼索の直径	摩耗していない部分の鋼索の
		直径の 90%以上
	② 取付けの良否並びにダブバ	レナット 調整又は部品交換
	及び割ピンの劣化の有無を点	京検す
	る。	
ケ. ガイドレール及びブ	① 取付けの良否を点検する。	調整
ラケット	② 発錆、摩耗等の劣化の有無	<b>無を点検   交換</b>
	する。	
コ. 非常止め装置	① 取付けの良否を点検する。	調整
	② 非常止め試験を行い、異り	犬のない 調整
) II. M. I	ことを確認する。	and the Till Strate and the
サ. 非常止めロープ	発錆、捩戻り、変形等の劣化の	○有無及 │ 調整・交換
(当該ロープがある場	び巻取りの良否を点検する。	
合に限る)		
シ. はかり装置(当	作動した場合に警報を発し、たが調ける	
該装置がある場合に   限る)	が閉まらないことを確認する。	交換 
ス. つり合いおもり	取付けの良否を点検する。	
せ、上部ファイナルリミットス	① 取付けの良否を点検する。	調整
	② 作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
(17)		交換
   ソ. 誘導板及びリミット	   取付けの良否を点検する。	調整
スイッチ	- MINT / VO	Hud TE
<u></u>	ケーブルの取付けの良否を点植	 食する。   修理
チ. 着床装置	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
ノ・ 個小衣風		交換
   ツ. ドアインターロックスイッチ	   作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
		交換
<u></u> テ. 給油器	(1) 給油機能の異状の有無を点	調整・修理又は部品
テ. 給油器	① 給油機能の異状の有無を点	京検す 調整・修理又は部品

	T	
	る。	交換
	② 油量の適否を点検する。	補充
ト・ト、アクローサ、一	ドア閉端で自動的に閉じる機能に異常	調整・修理又は部品
	がないことを確認する。	交換
ナ. ハンガーローラ及び連	取付け及び作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
動ローフ。		
二.終端階強制減速	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
装置(当該装置があ		交換
る場合に限る)		
ヌ. 昇降路	① エレベータに係る設備以外のもの	
/・ /Tr平山	の有無を点検する。	
	0月無を点機する。  ② 昇降路のき裂及び損傷の有無を点	
	0 7111111	
	検する。	
	③ 地震その他の振動でかご及びロー	
	プが昇降路内の壁、機器等と接触し	
	ない措置が施されていることを確認	
	する(当該措置が必要な場合に限	
	る)。	
4)乗場	① 乗場ボタンの作動の良否を点検	調整・修理又は部品
ア. 乗場ボタン及び表	す。	交換
示灯	② 表示灯の表示の良否を点検する。	調整又は交換
イ. 非常解錠装置	解錠に支障のないことを確認する。	調整・修理又は部品
		交換
ウ. 乗場の戸及び敷	① ドアシュー及び敷居溝の摩耗の有	交換
居	無を点検する。	
	② 取付けの良否及び戸の隙間の適否	調整
	を点検する。	
エ・ハンガーローラ及び連	取付け及び作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品
動p-7°		交換
5) t° y}		7,00
ア・環境状態	  ① 漏水の有無を点検する。	   清掃
/・グベクセイハ / 応	①	1 H 1 III
	外のものの有無を点検する。	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	
イ.緩衝器	① 取付けの良否を点検する。	調整
	② スプリング又はプランジャーの発	補修
	錆の有無を点検する。	
	③ 作動油の油量の適否を点検する	補充
	(油入式の場合に限る)。	
ウ. ガバナロープ用及	① 走行中に、音に異状がないことを	   調整・修理又は部品
びその他の張り車	確認する。	
いての他の無り早	1/性がりる。	久揆

		ا ا ا	> 14.14.3			
	-	ープ溝の摩耗の有無	を点検す			
	る。			交換		
		プット床面との隙間の流	適合を点検	€   切り	詰め又に	は交換
	する					
エ. 移動ケーブル	-	ごの運行時に、揺れる		_   調整		
	異状	のないことを確認する	る。			
	② 取	付け不良及び損傷等の	の有無を点	調整	<ul><li>修理</li></ul>	スは部品
	検す	`る。		交換	;	
オ. 下部ファイナルリミットス	① 取	付けの良否を点検する	る。	調整	•	
イッチ	② 作	動の良否を点検する。	)	'' '		スは部品
				交換	;	
カ. つり合いロープ	取付け	の良否及び発錆、摩擦	耗、破断等	調整	又は部品	品交換
(鎖)及び取付け部	の劣化	の有無を点検する。				
(当該設備がある場						
合に限る)						
キ. つり合いおもり	かごが	最上階に着床している	る時のつり	調整	・切り言	吉め又は
底部隙間	合いお	もりと緩衝器との距	雛及びかこ	当部品	交換	
	が最下	階に着床している時の	のかごと緩	至		
	衝器と	の距離が次表の最小値	直及び最大	₹		
	距離を	確保できることを確認	認する。			
			最小距	離	最大	:距離
			(mm	1)	(	(mm)
	定棒	各速度(m/min)	交流工	直流	かご	つり
			レベー	エレ	側	合い
			タ	ベー		おも
				タ		り側
	ばね	7.5以下	75			
	緩衝	7.5を超え15以下	150	150	600	900
	器	15 を超え 30 以下	225			
		30 を超えるもの	300			
	油入					
	緩衝					
	器					
ク. タイタ゛ウンセーフティ	取付け	の良否を点検する。		調整・	修理又	は部品交
				換		
	l			1		

ケ. 耐震対策(当該	地震その他の振動で、かごがピット	
措置が必要な場合に	内の機器と接触しない措置がなされ	
限る)	ていることを確認する。	
.,,,	ていることで作用的する。	
6)付加装置(当該		
装置がある場合に		
限る)		
ア. 地震管制運転装	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
置		換
イ. 火災管制運転装	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
置		換
ウ. 自家発管制運転	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
装置		換
工. 停電時自動着床	作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
装置 装置		換
オ・オートアナウンス装置	  作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
八 八 八 八 八 次		換
力. 故障自動通報装	  作動の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
一	下勤の反日で杰恢する。	
7)油圧(油圧エレ		1央
,		
ベータに限る)		
ア・パリーユニット		
ア)圧力計	指示の良否を点検する。	調整・修理又は部品交
イ) ポンプ	油漏れ及び音、振動等の異状の有無	換
	を点検する。	修理
		and the second second
り)駆動ベルト	ベルトの張力の良否を点検する。	調整又は交換
エ)油圧タンク	① 油量の適否及び油漏れの有無を	補充又は修理
(作動油)	点検する。	
	② 油の汚れの有無及び油温の適否	油交換
	を点検する。	油温異状は精密調査
	作動の良否を点検する。	調整又は交換
オ) 安全弁		
イ. 圧力配管	油漏れの有無及び継ぎ手部の接続の	調整・修理又は交換
	良否を点検する。	
	油漏れの有無及び継ぎ手部の接続の	調整・修理又は交換
7 104/	良否を点検する。	NATE   NATIONAL   NA
 エ.空転防止装置	   規定の時間内に確実に作動すること	   調整・修理又は部品交
一一工物別业衣具		
ナール 上 学林の主ニ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1天
オ. 火気厳禁の表示	火気厳禁表示の適否を点検する。	

, vi —, s ,	<del></del>		<b>→</b> → +	-m-t/
カ. 油圧ジャッキ	取付の良否並		調整又は補修、油漏れ	
	損傷等の劣化の	の有無を点材	倹する。	又は劣化が著しい場合
				は修理
キ. プランジャー頂部綱	① 作動の良否を点検する。			調整・修理又は部品交
車及び離脱防止	② 綱車の摩	耗及び走行り	中の音の異	換
装置	状の有無を	点検する。		調整又は交換
ク. 頂部安全距離用	作動させた場	合頂部安全路	巨離を1.	調整・修理又は交換
リミットスイッチ	2m以上確保	できることを	と確認す	
	る。			
ケ. かごと緩衝器と	かごが最下階	に着床してい	いるときの	調整・切り詰め又は部
の距離(自動車運搬	かごと緩衝器	との距離が、	下降定格	品交換
用を除く)	速度に応じ、	次表の最小別	及び最大距	
	離を確保でき	ることを確認	忍する。	
	下降定格	最小距離	最大距離	
	速度	(mm)	(mm)	
	(m/min)			
	30 以下	70		
	30 を超えるも	150	600	
	の			
コ. 床合せ補正装置	着床面を基準	として 75m:	m以内の位	調整・修理又は部品交
	置において補正することができるこ			換
	とを確認する。			
8) 非常用エレベータ				
(非常用エレベータに				
該当されているも				
のに限る)				
ア.かご呼び戻し装	  作動の良否を点検する。			調整・修理又は部品交
置置				換
イ. 一次及び二次消	作動の良否を	点検する。		調整・修理又は部品交
防運転				換
ウ. 非常標識及び表	表示灯の点灯	の良否を点材	倹する。	修理又は交換
示灯				
工. 予備電源	異常の有無を点検する。			
オ. かご上の電気設	① かご上の電気設備の水除けカバ			修理又は交換
備	一、水抜孔等の取付けの良否を点			
	検する。			
	② 電線管、ボックス等の内部の水			
	の有無を点検する。			
カ. ピット内のスイッチ類	最下階床面以下に設けられているス			調整・修理又は部品交
	イッチ類が、消防運転時に確実に切			換
	り離されることを確認する。			
	り離されるこ	とを確認する	5.	

キ. 中央監視室と	呼び出し及び通話機能に異常がない	調整・修理又は部品交
の連絡装置	ことを確認する。	換

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者自動ドア保全業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)によるものとする。

#### 2 業務内容

- (1) 自動ドアを安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (2) 別紙「自動ドア保守点検報告書」の点検項目に準じて行う。
- (3) 保守点検回数は、6月・9月・12月・3月の4回/年とする。
- (4) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

#### 3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

#### 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵 守し、マニフェストにより処理すること。

#### 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者ボイラ保全業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)によるものとする。

#### 2 業務内容

- (1) 本業務の対象設備は次のとおりとする。
  - 昭和真空温水ヒーター ガス焚 1基
  - SV-2004G-H 伝熱面積 5.1 ㎡
- (2) ボイラを安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (3) 別紙「保守点検作業項目一覧」の点検項目に準じて行う。なお、報告書は指定管理者が定める書式とする。
- (4) 保守点検回数は、1回/年とする。
- (5) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

#### 3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

#### 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物処理の及び清掃に係る法律」等関係法令を遵 守し、マニフェストにより処理すること。

#### 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

# 真空温水機保守点検作業項目一覧

# 真空温水機

点検項目	点検及び整備内容	保守等の措置
(1) 基礎	① 亀裂、沈下等異常の有無を点検する。 ② ボルトの緩み、腐食の有無を点検す る。	緩みがある場合は、増締めする。
(2) 本体 ア 外観状況	① 汚れ及び燃焼ガス漏れ並びに焚口及 び掃除口付近の焼損の有無を点検す る。	汚れがある場合又は焼損 が軽微の場合は補修する。
イ 燃焼室及び 伝熱面	<ul><li>① 清掃のうえ、過熱及び腐食等の劣化並びに水漏れの有無を点検する。</li><li>② 真空度が規定の許容範囲内であることを確認する。</li><li>③ 燃焼ガス漏れの有無を点検する。</li><li>④運転時にボイラー水位が規定の許容範囲内にあることを確認する。</li></ul>	漏れが軽微な場合は補修する。
ウ 熱交換器	<ol> <li>接続部の水漏れの有無を点検する。</li> <li>汚れ及び詰まりの有無並びに流量の 適否を点検する。</li> <li>逃し弁を分解清掃のうえ腐食、損傷 等の劣化の有無を点検する。</li> </ol>	汚れ又は詰まりがある場合は清掃する。
ェ 煙道及び煙 突	<ul><li>① 割れ、腐食等の劣化並びに雨水の浸入の有無を点検する。</li><li>② 排ガスの漏れの有無を点検する。</li><li>③ 耐火レンガ及びキャスタブルの損傷、脱落及び煤の堆積の有無を点検する。</li></ul>	漏れが軽微の場合は補修 する。 堆積がある場合は除去す る。

## (3) 付属品 ア 抽気装置 ① 作動の良否を点検する。 作動不良の場合は調整す ② 抽気ポンプのグランドパッキンの損 る。 傷等の劣化の有無を点検する。 ③ 弁の損傷等の劣化及び詰まりの有無 詰まりがある場合は清掃 を点検する。 する。 ④ 配管接続部の緩み及び水漏れの有無 緩みがある場合は、増締め 又は補修する。 を点検する。 ⑤ 抽気ブローの良否を点検する。 作動不良の場合は調整す イ 制御安全装 ① 温度調節器の作動の良否を点検する。 ② 溶解栓及び温度ヒューズの異常の有 置 る。 無を点検する。 ③ 抽気及び安全スイッチの作動の良否 作動不良の場合は調整す を点検する。 る。 ④ 低水位スイッチの作動の良否を点検 する。

(4)	燃焼装置等		
P	バーナー	① 炎口部に付着した煤、カーボン、未燃 分等の汚れを清掃する。	
		② 点火及び消火の良否を点検する。	点火又は消火不良の場合
		③ 炎の色及び形状並びに燃焼音等の燃	は調整する。 燃焼不良の場合は調整す
		焼状態の良否を点検する。 ④ ノズル、ディフューザ、バーナータイ	る。
		ル等の焼損、変形、割れ等の劣化の有無 を点検する。	劣化が軽微の場合は補修 する。
			9 Q <sub>0</sub>
1	電極棒	電極棒の異物の付着及び腐食の有無を 点検する。	異物の付着及び腐食が著 しい場合は、洗浄又は交換 する。
ウ	ストレーナ	漏れの有無を点検する。	
I	電磁弁及び 油圧計	作動の良否を点検する。	作動不良の場合は清掃又は調整する。
オ	火炎検出器	煤及び油滴の付着、焼損並びに保護ガラスの亀裂の有無を点検する。	付着がある場合は清掃する。
力	燃料遮断弁	① バーナーの燃料停止時に、油燃料遮断弁にあってはバーナーノズルからの油の滴下量を、ガス燃料遮断弁にあっては「ガスボイラー燃焼設備の安全技術指標」に定められた方法により漏れの量を点検する。	
		② 弁及び配管との接続部の漏れの有無を点検する。	漏れがある場合はボルト を増締め、ガスケットを交 換又はシール材を巻き直 しする。

(5) 操作盤	① 盤内機器の取付けの良否並びに過熱	取付け不良の場合は調整
	及び異臭の有無を点検する。	する。
	② 端子の変色、破損及び緩みの有無を	緩みのある場合は増締め
	点検する。	する。
	③ 温水発生機運転時の盤内部の温度及	
	び結露水の有無を点検する。	
	④ 表示灯の点灯及び警報器の発鳴の良	点灯不良の場合は、球を交
	否を点検する。	換する。

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者消防設備保全業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)によるものとする。

#### 2 業務内容

- (1) 消防用設備及び関連設備の安全かつ良好な状態に保つための保守点検を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「消防法」「建築基準法」「電気事業法」その他関係法令を 遵守するものとする。
- (3) 点検整備は、平成 16 年 5 月 31 日付消防庁告示第 9 号「消防法施行規則の規定に基づき 消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検 の方法ならびに点検の結果についての報告書の様式を定める件」、昭和 50 年 10 月 16 日 付消防庁告示第 14 号「消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に 添付する点検表の様式を定める件」によるほか、平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 172 号 「消防用設備等の点検要領の全部改正について」、平成 14 年 6 月 11 日付消防予第 173 号「消防用設備等の点検に係る運用について」によるほか、最新の改正に従うこと。
- (4) 本業務の対象機器及び装置等の詳細は別紙1による。
- (5) 点検は法令で定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を講じるものとする。
- (6) 消火器の外観点検は、毎回全数行うものとし、機能点検及び放出試験については、消防 法に基づき対象となる本数を行う。放出試験後の消火器充填も業務の範囲とする。(50 型以上の大型消火器の放出試験は対象外とする。)
- (7) 点検時期は消防法に基づき年2回とする。
- (8) 関係消防機関等、報告義務の有るものは、指定管理者負担にて代行するものとする。
- (9) 報告書には、各機器の仕様及び数量を明記すること。消火器、消火栓ホース、連結送水管等にあっては、容量等機器仕様、製造年月日、更新時期、機能・抜取り放出試験時期、耐圧試験時期等の周期がわかる機器ロット表を作成すること。

#### 3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

#### 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

#### 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

## 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者自家用電気工作物保安管理業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)」によるものとする。

#### 2 業務内容

- (1) 電気工作物の安全かつ良好な状態に保つための保安管理業務を行う。
- (2) 本業務の履行にあたっては、「電気事業法」「建築基準法」「消防法」その他関係法令を 遵守するものとする。
- (3) 本業務の対象設備は次のとおりとする。

設備容量:100kVA

- (4) 点検は「保安規定」に定めるところにより適正に行い、必要に応じ保守その他の措置を 講じるものとする。詳細は別紙1による。
- (5) 月次点検:主として運転中の施設の点検及び測定試験を毎月行うものとする。 年次点検:主として施設の運転を停止して点検及び試験を年1回行うものとする。 臨時点検等:異常の発生又は発生する恐れのある場合は、必要に応じて、その原因調査 のため特別な点検などを行うものとする。
- (6) 点検後は、速やかに実施報告書を作成し札幌市に報告を行うこと。
- (7) 当該施設の電気工作物について、維持管理上必要な単線結線図等の書類を作成し、現地に保管及び常時携帯すること。
- (8) 電気工作物について、改築・改修等の工事が発生した場合、札幌市の要請により必要な 点検、試験を行うこと。
- (9) 電気工作物の工事、維持及び運用に従事する職員に対して、保安の徹底を図るための保 安教育ならびに電気事故等の応急措置について必要に応じて実施指導訓練を行うもの とする。
- (10) 電気事業法第107号に規定する所管官庁等の立入検査の立会いを行うこと。
- (11) 指定管理者は契約締結後、速やかに保安管理業務外部委託申請書ならびに保安規定届出書を作成し、申請の代行を行うこと。
- (12) 改築・増築・休廃止・各種改修工事等での新規・変更申請、受電点変更や切替に伴う関係機関との調整や申請届出業務を行うこと。

#### 3 実施計画書の作成

保安管理業務の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせると ともに結果を報告する。

#### 4 賠償責任保険等への加入

- (1) 指定管理者は、故意又は過失によって、札幌市および第三者に与える損害に対する賠償 責任保険(請負業者賠償、生産物賠償)に加入し、その写しを札幌市に提出すること。
- (2) 指定管理者は、受電設備保障保険(自然災害による損害を補償するもの)に加入し、その写しを札幌市に提出すること。

#### 5 緊急時体制

電気事故、緊急時の連絡体制および出動体制を確立していること。

#### 6 資格要件

- (1) 第三種電気主任技術者又は同等以上の資格
- (2) 自家用発電設備専門技術者(自家発設置施設)

#### 7 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 8 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 9 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 10 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

#### 11 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者舞台装置保全業務仕様書

#### 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築保全業務共 通仕様書(最新版)」によるものとする。

#### 2 業務内容

- (1) 舞台装置を安全かつ良好な状態で使用するために保守点検を行う。
- (2) 対象設備は別紙1とする。
- (3) 各設備の主要点検事項は以下による。
  - ・ モーター、減速機の状態
  - ・ ブレーキ作動状態
  - ワイヤー、クリップの締め付け状態
  - ・ 滑車の取付、作動状態
  - ラック、スクリューの磨耗状態
  - ガイドシュー、ローラーの状態
  - ウェート枠、レールの状態
  - ・ マニラロープ、ループロックの状態 ・ その他の器具の清掃、機能確認

- ・ リミット取付、作動状態
- 吊物レベルの状態
- 開閉装置の作動状態
- 各ボルトの締付状態
- 手動、電動の作動状態
- 制御盤の状態
- グリス、清掃の状態
- (4) 点検整備上必要な消耗品は下記5項保守管理器材(2)に定めるもののほか、制御盤内 のヒューズ・ランプその他これらに類するものとする。
- (5) 保守点検回数は、1回/年とする。
- (6) 本業務に係る関係法令を遵守し、業務の適正な履行を図ること。

#### 3 実施計画書の作成

保守点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに 結果を報告する。

#### 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れが ある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生 じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前にに札幌市に連絡し指示を受けること。

#### 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努め ること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両

面印刷とする。

(3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

#### 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

## 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者空調機器(エアコン)点検業務仕様書

### 1 業務内容

- (1) 「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」で定める第1種特定製品 (ただしガスヒートポンプ式エアコンを除く)の点検を行う。
- (2) 対象機器は別紙1「機器一覧表」による。
- (3) 対象機器については、屋外機及び同一系統すべての屋内機について簡易点検を実施する。報告は別紙 2「第一種特定製品の簡易点検記録簿」で行う。点検周期は 4 回/年とする。
- (4) 対象機器のうち、圧縮機定格出力 7.5 k W 以上の機器について、有資格者による定期点 検を行う。点検周期は3年に1回とする。
  - 点検方法は①目視確認等、②間接法(・機器の運転状況などの記録からの判断等)、③直接 法(・発泡液で確認・蛍光剤で確認等)とし、①と②もしくは③の組み合わせによる。報告 書は指定管理者の定める書式とする。
- (5) 点検により異常等を発見した場合は、速やかに修理・調整又は部品の取り換えを行うものとする。

## 2 実施計画書の作成

点検の実施に当たっては実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

#### 3 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 4 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害並びに間接的損害については、その責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

### 5 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 6 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

## 7 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する。

# 札幌市苗穂・本町地区センター指定管理者建築基準法定期点検 業務仕様書

## 1 業務仕様

本仕様書に記載されていない事項は、特殊建築物等定期調査業務基準最新版(財団法人 日本建築防災協会)及び建築設備定期検査業務基準書最新版(財団法人 日本建築設備・昇降機センター)を参考とすること。

### 2 業務内容

本業務は建築基準法第12条第2項及び第4項に基づき実施する点検業務である。

- (1) 本業務の対象は指定管理者が管理する施設とする。(昇降機は除く)
- (2) 定期点検は建築基準法の定めるところにより有資格者が行うこと。
- (3) 定期点検の実施回数(年度)は以下とする。

建築点検:令和7年度の1回実施

設備点検:每年度実施 防火設備:每年度実施

- (4) 定期点検後は、法令等で定める様式により定期点検報告書を作成すること。
- (5) 定期点検報告書作成後、速やかに札幌市に報告すること。

#### 3 実施計画書の作成

定期点検の実施にあたっては、実施計画書を作成し、事前に札幌市と打ち合わせるとともに結果を報告する。

## 4 保守管理器材

- (1) 業務に必要な機器、工具、備品はすべて指定管理者の負担とする。
- (2) 点検に必要なウエス等の消耗品はすべて指定管理者の負担とする。

#### 5 現場管理

- (1) 指定管理者は、関係法令に従って事故防止に努めるとともに、公害、災害発生の恐れがある場合は、札幌市と協議し適切な処置をとること。
- (2) 指定管理者は、天災事変、不可抗力、その他指定管理者の責に帰さない事由によって生じた損害ならびに間接的損害についてはその責を負わない。
- (3) 作業従事者には、身分証明書を携行し名札をつけること。
- (4) 事故等により施設の修理が必要な場合は、事前に札幌市に連絡し指示を受けること。

## 6 環境負荷の低減に関する事項

本業務の履行においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

- (1) 電気・水道等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) 成果品に紙を使用する場合、再生紙を使用し、複数ページにわたる場合、原則として両面印刷とする。
- (3) 本業務において使用する商品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

#### 7 産業廃棄物の運搬・処理

産業廃棄物の運搬処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に係る法律」等関係法令を遵守し、マニフェストにより処理すること。

## 8 危険予防

酸欠等の危険を伴う場所において作業を行う場合は、関係法令を遵守し作業の安全確認を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (1) この仕様書に定めのない事項については、札幌市の指示に従うこと。
- (2) この仕様書について疑義が生じた時または、この仕様によりがたい時は、札幌市、指定管理者双方協議のうえこれを決定する

## 芝生管理業務仕様書

### 1 業務内容

下記に基づき、札幌市苗穂・本町地区センターの芝生の管理業務を行うこと。 なお、業務の実施の際に発生する使用材料の端材、切枝等の廃棄物は、法令等に基づき適 切に処理すること。

- (1) 草刈 (320  $\rm{m}$ ) を 6、 7、 8、 9、10 月の 5 回実施すること。 (草丈は  $2\sim3$  cmに保ち、刈った草はその都度処理すること。)
- (2) 芝生の施肥 (320 m²) を 6、7、9、10月の4回実施すること。
- (3) 除草 (320 m²) を6、9月の2回実施すること。
- (4) 芝生の目土 (320 m²) を6月に1回実施すること。
- (5) 芝生の補修(10 m²)を実施すること。

### 2 作業時間

作業を実施する時間は特に定めないが、地区センター利用者等の利用の妨げにならないよう十分配慮して行うこと。

## 3 安全の確保

業務の実施にあたっては、安全の確保を図り従事者の事故防止に十分注意すること。なお、万一、事故が発生した場合の一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

- (1) 前記1の業務を確実に実施することはもちろん、日常においても当該外構緑地が適切な 状態に保たれているよう管理すること。
- (2) 業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に 努めること。
- (3) 本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

## 除排雪業務仕様書

### 1 除雪の範囲

別図のとおり(約530 m²)

#### 2 業務内容

業務の内容は、次のとおりとする。

なお、業務の実施にあたっては、施設の利用者等の駐車や歩行に支障がないよう十分注意 して行うこと。

## (1) 除雪作業

駐車場部分は、原則として降雪量が 10 cm以上の場合に重機等により行い、札幌市があらかじめ指定した箇所に一時的に集積しておくこと。

なお、玄関前及び施設周りの通路部分等は、降雪の都度行うこと。

#### (2) 排雪作業

前記(1)により一時的に集積した雪が、その許容量の限界に達したと判断した場合は、ダンプトラック等により札幌市の指定した最寄りの雪捨場に運搬し排雪すること。

#### 3 作業時間

- (1) 駐車場部分の除雪作業は、早朝から午前8時30分までの間に行うこと。ただし、降雪量が多いときは終了時間を延長することができる。
- (2) 駐車場部分以外の除雪作業は、原則として午前8時から午後5時までの間に行うこと。
- (3) 排雪作業は、原則として前記(1)に準じる時間に行うものとする。

#### 4 安全の確保

- (1) 業務の実施にあたっては、関係法令に従って安全の確保を図り、従事者、歩行者及び車両等への事故防止に十分注意すること。
- (2) 機械力による作業の場合は、施設の利用者等及び従事者の安全を確保するため、1名の作業責任者を選任し、業務の監督にあたらせること。
- (3) 万一、事故が発生した場合の一切の責任は、指定管理者が負うものとする。

- (1) 業務の実施にあたっては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に 努めること。
- (2) 本書に定めのない事項については、札幌市と協議のうえ決定する。

## 札幌市苗穂・本町地区センター図書室業務仕様書

本書は、札幌市苗穂・本町地区センターの指定管理者が行う図書室業務の内容及び履行方法について定める。

#### 1 関連法令

図書室業務の遂行にあたっては、次の法令等の規定を遵守すること。

- (1)図書館法
- (2) 図書館法施行令
- (3) 図書館法施行規則
- (4) 札幌市図書館条例
- (5) 札幌市図書館条例施行規則
- (6) 札幌市個人情報保護条例
- (7) 札幌市個人情報保護条例施行規則
- (8) 著作権法
- (9) その他本市が必要と認めるもの

#### 2 管理の基準

(1) 開室日及び休室日

図書室は、次に掲げる休室日を除き開室すること。

- ア 月曜日
- イ 国民の祝日並びにその前日及び翌日が国民の祝日である日
- ウ 年末年始 (12月29日~1月3日)
- エ 図書整理日(毎月第4金曜日とし、祝日と重なるときは別に定める。)
- オ 蔵書一斉点検期間(札幌市中央図書館(以下、「中央図書館」)が毎年1回7日以内に おいて定める期間とする。)

上記の他、施設改修等により臨時休室を設ける場合、利用者ニーズを踏まえ臨時的に開室する場合は、区または指定管理者が事前に中央図書館へ臨時休室及び開室についての実施案を文書で通知し、協議の上これを行うこと。また、中央図書館から臨時休室及び臨時開室を要請する場合も同様に、事前協議の上これを行うこと。

(2) 開室時間

午前9時00分~午後5時00分

(3) 従事者の配置

ア 常時業務に支障のない人員を確保することとし、効率的かつ円滑に業務を遂行できる

よう従事者を配置すること。また、従事者の配置にあたっては、司書資格や図書業務経験、業務遂行能力、及び接遇能力等の適性に配慮すること。

- イ 従事者のうち、有資格者(司書及び司書補)を1名以上配置することとし、2名以上 の配置に努めること。
- ウ 開室時間中はカウンター内を従事者不在にしないこと。
- エ 従事者には名札を着用させること。

## 3 業務内容

図書室業務の遂行にあたっては、「札幌市図書館資料館内利用及び館外貸出事務取扱要綱」 及びその他各種マニュアル等に基づき適正に実施すること。

## (1) 図書室運営業務

- ア 利用登録、資料の貸出、返却、予約に関すること
- イ 資料の弁償、督促に関すること
- ウ 資料(寄贈資料含む)の受入、所蔵、除籍に関すること
- エ リクエスト (相互貸借、蔵書リクエスト) に関すること
- オ レファレンス・サービスに関すること (利用案内を含む)

#### (2) 図書整理業務

- ア 日常的な書架整理の実施に努めること。
- イ 図書整理日に、室内の全体的な書架整理や蔵書の修理等の業務を行うこと。
- ウ 毎年1回、中央図書館において定める期間に蔵書一斉点検業務を行うこと。

#### (3) 選定関連業務

#### ア図書

中央図書館において資料選定、及び購入を行う。指定管理者においては、自館の利用状況を踏まえ、選定に必要な情報提供等の協力を行うこと。

#### イ 新聞、雑誌

指定管理者において、指定管理費の中から各年度新聞 2 紙、雑誌 8 誌以上を選定 し、購入すること。なお、購入した新聞、雑誌については、中央図書館に帰属する。 また、購入にあたっては中央図書館へ年度ごとに新聞雑誌収集意向調書を提出し、承 認を受けること。

#### ウその他

指定管理者において、資料を購入し、図書室内に配架する場合は、事前に中央図書館へ購入予定リストを提出し、承認を受けること。なお、購入した資料については、中央図書館に帰属する。

## (4) 利用促進業務

ア 行事・展示等の企画・実施

中央図書館が策定する各種計画等の主旨を踏まえながら、独自のアイディアを活か

し、各年齢層に応じた読書活動推進を図るよう積極的な企画・実施に努めること。

イ 広報業務

ホームページ、配布物の作成等により、図書室の活動について広報に努めること。

- ウ 図書館主催事業への支援・協力
- エ 読み聞かせ団体等への支援・協力
- オ 小中学校等の体験学習等の支援・協力
- (5) 要望、苦情等への対応
  - ア 利用者から要望、苦情等が寄せられた場合は自館において責任をもって対応 し、 丁寧な応対を心掛けること。
  - イ 自館で判断できない事柄については区または中央図書館へ相談の上、その指示に従 うこと。
  - ウ 要望、苦情等への対応について、区または中央図書館に報告すること。
- (6) その他の業務
  - ア 開室・閉室に関すること

開室時間前に必要な準備を済ませ、開室時間から利用可能な状態にすること。また、閉室時は利用者の退室を確認してから機器の停止等の作業を行うこと。

- イ 図書室内の秩序維持、衛生管理に関すること 利用者が快適に利用できる環境整備を心掛け、室内を清潔に保つこと。
- ウ 連絡調整に関すること

各図書施設との間において業務上必要な連絡調整を適切に行うこと。また、中央図書館が主催する会議等への出席に配慮すること。

合わせて、業務上必要な情報については従事者間での情報共有を行うこと。

## 4 研修

- (1) 業務を適正かつ円滑に行うため、指定管理業務開始前に中央図書館の指示により従事者に次の研修を受講させること。ただし、従事者に本市図書施設における勤務経験があり、 業務内容や札幌市図書館システムの操作方法等を習熟している場合は不要とする。
  - ア 札幌市図書館業務に関する研修
  - イ 札幌市図書館システムに関する研修
- (2) 札幌市図書館システムが改修・更新される場合は、中央図書館の指示により従事者に研修を受講させること。
- (3) 外部の図書館関連機関・団体が主催する研修に参加させる等、常に従事者の資質の向上に努めること。
- (4) 研修に関する一切の費用は指定管理者において負担すること。
- 5 物品の維持管理

- (1) 中央図書館より貸与・供給された備品や消耗品等の物品管理を適正に行うこと。
  - ア 貸与された備品類に滅失・毀損等が発生した場合は速やかに報告することとし、中央図書館の要請があった場合は書面にて報告を行うこと。なお、指定管理者の責に帰する原因による滅失・毀損等が発生した場合は、自己の責任において原状回復すること。
  - イ 供給を受ける消耗品の在庫管理を適正に行い、中央図書館の要請があった場合は使 用状況及び在庫状況を報告すること。
  - ウ 指定管理者において備品を購入する場合は、事前に中央図書館と協議し了承を得る こと。
  - エ 指定管理業務終了の際は、指定管理者において現状復帰させること。
- (2) 中央図書館が指定管理者に貸与・供給する物品
- ア 札幌市図書館システム端末機器類(保守管理を含む)

区分	対象物品
	図書館システム専用端末(マウス等の周辺機器を含む)、プリンタ
備品	レシートプリンタ、ICカードリーダー、スキャナー
	蔵書一斉点検用機材(実施期間中のみ貸与)
消耗品	IC カード、貸出券、プリンタ用トナーカートリッジ、レシートロール、
等	図書・雑誌登録用バーコード

- イ その他図書室業務用品(別紙のとおり)
- ウ 上記に定める他、図書室業務の遂行上必要と認められる場合に限り備品の購入、及び 修繕等を行う。
- 6 札幌市図書館システムの運用
- (1) 図書館システムの運用にあたっては、以下の事項を遵守すること。
  - ア 図書室業務以外の目的で使用しないこと。
  - イ 従事者個人の利益のために使用しないこと。
  - ウ 他のネットワーク機器と接続しないこと。
  - エ 従事者の個人用端末機器類を、業務に使用しないこと。
  - オ システム上の情報の全部または一部について、許可なく複写・複製しないこと。 その他、札幌市情報セキュリティポリシーの規定に準じて、適正な運用を行うこと。
- (2) システム端末等の設置レイアウトを変更する場合は、事前に中央図書館と協議の上、これを行うこと。
- (3) 配布された IC カード及びパスワードは適正に管理すること。
- (4) 採用・退職等により IC カードを使用する職員に変更が生じる場合、事前に中央図書館 へ連絡すること。
- (5) 図書館システムに障害等が発生した場合は速やかに中央図書館へ報告し、その指示に従

うこと。

## 7 各種報告

## (1) 業務日誌

別に定める業務日誌に必要事項を記載の上保管し、区または中央図書館の要請があった場合は速やかにこれを提出すること。

### (2) 月間業務報告書

別に定める月間業務報告書(利用統計、実施行事等)に必要事項を記載の上、各月の状況 について翌月初めに中央図書館へ提出すること。

## (3) 事故等処理報告書

図書室内で業務上の事故等があった場合は、速やかに区または中央図書館に事故等処理報告書を提出すること。

## (4) その他の報告

ア 業務について区または中央図書館が調査・報告等を求めた場合は速やかにこれに応じ、 必要な報告書等を提出すること。

- イ 図書室業務上の問題が生じた場合は、速やかに中央図書館と協議を行うこと。
- ウ 指定管理業務開始に際し、従事者の名簿を中央図書館に提出すること。また、指定管理期間の中途で従事者に変更がある場合は事前に中央図書館に連絡すること。

## (別紙)その他図書室業務用品

区分	品名
	ブックカバー類(ブッカー、ブッカーテープ、ページヘルパー)
	寒冷紗テープ
	ラベルキーパー
	ブッカー定規、ブッカー用はさみ
	雑誌カバー
図書装備用品	館内閲覧用シール
	背ラベル
	タックタイトル
	各種ゴム印(所蔵印・再利用印・受領印)
	不滅インク
図書修理用品	ビニールのり、へら
凶音修连用加	ラベルはがし
	ブックエンド
図書整理用品	展示用イーゼル
凶音笙垤用吅	発泡スチロール(書架整理用)
	CDケース
	各種ハガキ(予約連絡、寄贈礼状)
	個人貸出登録申込書 ※他の登録内容変更、更新手続等においてもこれを代用
運営業務用品	日限票
<b>建</b>	貸出券用ネームシール
	児童用提げひも
	紙芝居貸出用ケース
資料回送用品	輪ゴム
具竹凹心川吅	段ボール箱(寄贈・廃棄・再利用図書回送用)

上記の他、図書業務の遂行上必要と判断される物品の購入については、本市において提供の要否を判断する。また、使用にあたっては節約を心掛けること。

## 図書室備品リスト(苗穂・本町地区センター)

## ○ 一般備品

No	品名	数量	No	品名	数量
1	メインカウンター	1	26	案内スタンド	1
2	ユニットケース	1	27	書架プレートサイン	10
3	ワーキングチェア	2	28	入口上部サイン	1
4	ワーキングキャビネット	1	29	踏み台	2
5	木製記載台	1	30	書架配置図	1
6	一般用閲覧テーブル	3	31	ポータブルDVDプレイヤー	1
7	児童用閲覧テーブル	1	32	利用者端末ラック	1
8	一般用閲覧用椅子	20			
9	児童用閲覧用椅子	12			
10	木製書架	9			
11	木製大型本書架	1			
12	移動書架	2			
13	文庫本書架	3			
14	木製紙芝居架	1			
15	新聞架	1			
16	絵本書架	4			
17	カードケース	1			
18	タイプライター	1			
19	ブックポスト	1			
20	ブックトラック	5			
21	台車	1			
22	CPUボックス	2			
23	十進分類表	1			
24	開室時間・休室案内サイン	1			
25	インフォメーションボード	1			

## ○ システム関連備品

No	品名	数量	No	品名	数量
1	デスクトップ端末(業務端末)	2	4	L2スイッチ	1
2	デスクトップ端末(利用者端末)	1	5	ルータ	1
3	プリンタ(業務端末)	1			

## 別紙8

## 管理業務の計画書

施設名
法人・団体名
1 利用の公平・公正の確保について
公の施設である当施設利用の公平・公正の確保に対する方針と、その取組項目(講座・貸
室・ロビー・掲示板など)について、具体的にご記入ください。
主・ロー・掲示板など)に「バ・C、異体的にこ記八ください。
2 施設の効用の最大化について
1 地域住民のコミュニティ活動助長と生涯学習の普及振興を目的とする当施設をどのよう
に管理運営していく方針ですか。その基本方針をご記入ください。 

2 施設の利用を促進するための方針及び利用率向上に関する取組について、具体的にご記
入ください。
3 運営事業計画について、ご記入ください。
3 連貫事業計画について、こ記八ください。
別添「運営事業計画書」(様式4の1、4の2及び4の3)に具体的にご記入ください。
4 施設の運営に当たり、まちづくりセンター、まちづくり協議会や町内会などの地域の団
体、他団体、他の施設の指定管理者などとの連携をどのように行い、どのような成果を目標としますか。具体的にご記入ください。

5 区内または市内の団体・企業であること等に対する評価を行いますので、以下の項目についてご記入ください。
(1) 区内または市内に本拠地、本部、本社がある団体・企業ですか。 (□:該当(区内)、□:該当(市内)、□:非該当) ※ 支部、支社、営業所は非該当になります。
<ul><li>(2)団体を構成する組織に地域住民団体が入っていますか。 (□:該当、□:非該当)</li><li>※ 「地域住民団体」とは:町内会、子ども会、老人クラブなど、地域住民による地域活動を目的として構成された団体をいいます。</li><li>※ 団体の組織図を添付してください。</li></ul>
(3) 市内の地域活動への継続した貢献実績がありますか。 (□:該当、□:非該当) ※ 貢献実績をご記入ください。(例:地域のイベントへの参加、協力、寄附など)
6 施設の設置目的である「地域住民のコミュニティ活動の助長」を効果的に発揮するため、 施設の運営を通じて、「まちづくり活動への参加意欲の醸成」または「まちづくり活動の担 い手の育成」にどのように貢献することができますか。具体的にご記入ください。

7 「地域社会の絆の強化」について、施設の運営を通じてどのように貢献することができ
ますか。具体的にご記入ください(例:地域とのネットワークづくりや、災害時における
避難所運営に向けた対応など)。
8 運営協議会設置の方針(運営に当たっての基本的な考え方、想定する参加者、運営の
サイクル等)を具体的にご記入ください。
9 地域住民(利用者)の声の把握とその声を反映する仕組みについて、どのような体制を
考えていますか。具体的にご記入ください。※その場合のセルフモニタリングの実施方法
と利用者アンケートにおける利用者満足度の目標値を示してください。

│10 利用者から寄せられた苦情に対し、どのように対応されるつもりですか。対応方法、責
任体制、市への報告など、具体的にご記入ください。
11 市税を投入して建設・運営する施設の管理者として、利用料金から得られる利益の一部
・ まま見に豊二十てし十てわたげ、じのとるわこしができません。 目体的にで知る ノゼキい
を市民に還元するとするならば、どのようなことができますか。具体的にご記入ください。
3 市内の雇用安定への寄与について
1 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等
1 管理業務を行うに当たり、第三者への委託、物品の調達等について、札幌市内の企業等

2 管理業務を行うに当たり、職員の雇用、再委託、物品の調達等について、障がい者の積
極的な雇用など福祉施策への取組方針・今後の取組予定をご記入ください。
3 職員の雇用環境の維持向上に向けた取組の基本的な考え方、取組内容をご記入くだ
さい。特に、労働関係法令遵守に向けた対応やワーク・ライフ・バランスの推進など、
職員の雇用環境等を向上させることで市民サービスの向上等に結び付く具体的な取組
があれば積極的にアピールしてください。なお、ワーク・ライフ・バランスの推進の
取組については、様式7にある取組を実施してする場合は、該当する取組に○を付け
てください。

## 4 安定した施設管理について

- 1 類似業務(貸室事業、住民を対象とした講座事業、文化展・スポーツ大会等のコミュニティ事業)の実績がある場合、その内容と実施期間についてご記入ください。実績がない場合には「該当なし」とご記入ください。
  - ※ 類似業務とは、次の3事業をいいます。
    - ・貸室事業:収容人数100人以上のホール及び定員10名以上の貸室が対象
    - ・住民を対象とした講座事業:年間で5科目・20回以上の講座が対象
    - ・住民を対象とした文化展、スポーツ大会等のコミュニティ事業:年間2回以上の事業が対象

施設名及び所在地	事業又は活動の内容	実施期間

- ※「類似の業務(官公庁から委託を受けた事業等)の活動実績に関する書類」があれば、 添付してください。
- 2 当施設における組織体制(職位、職種、人数)について具体的に図解してください。また、上部組織等(連合体を含む。)がある場合は、上部組織等における当施設の組織の位置について別に図解してください。

3 職員の配置計画、勤務形態について具体的にご記入ください。

職員配置の場所	曜日等	職員配置の時間帯	常勤職員	パート職員	その他
事務室	月~金	~			
	土	~			
	日	~			
	祝日	~			
図書室	月~金	~			
	土	~			
	日	~			
	祝日	~			

## (1) 常勤職員

担当する業務	人数	勤務条件

※常勤職員とは、概ね1日8時間、週40時間程度勤務する年間を通して働く職員を言います。

## (2) パート職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのパート職員とは、常勤職員より勤務時間が短く、年間を通して働く職員を言います。

## (3) その他の職員

担当する業務	人数	勤務条件

※ここでのその他の職員とは、上記の常勤職員及びパート職員以外の短期雇用の職員を言います。

- ※ 勤務条件欄には「労働契約の期間」「始業及び終業の時刻」「所定労働時間を超える労働の有無」「休憩時間」「休日」「休暇」「賃金の決定、計算及び支払の方法」「退職」「社会保険等の加入状況」をご記入ください。
- ※ 労働関係法令の遵守は必須となります。
- ※ なお、非正規職員から正規職員への転換に向けた職員雇用方針とその取組があれば、その他の欄に記載し積極的にアピールしてください。

## 勤務条件の内容

職種	常勤職員、パート職員、その他の職員
契 約 期 間	期間の定めなし、期間の定めあり (年月日~年月日) ※以下は、「契約期間」について「期間の定めあり」とした場合に記入 1 契約の更新の有無 [自動的に更新する・更新する場合があり得る・契約の更新はしない・その他()] 2 契約の更新は次により判断する ・契約期間満了時の業務量 ・勤務成績・態度 ・能力 ・従事している業務の進捗状況 ・その他()
従事す る業務 の内容 始業・終業	
の時刻	始業 時 分 ~ 終業 時 分
休憩時間	休憩時間(  )分
所定時間外 労働の有無	所定時間外労働の有無( 有 , 無 )
休日	・定例日;毎週( )曜日、国民の祝日、その他( )       ・非定例日;週・月当たり( )日、その他( )
休 暇	<ul> <li>1 年次有給休暇 雇入れの日から6か月継続勤務した場合→( )日 雇入れの日継続勤務6か月以内の年次有給休暇(有,無) → ( )か月経過で( )日</li> <li>2 代替休暇(有・無)</li> <li>3 その他の休暇 有給( ) 無給( )</li> </ul>
賃金	1 基本給       イ 月給( 円)、 円)、 円 日給( 円)         口 日給( 円)       円)         二 出来高給(基本単価 円、保障給 円)         本 その他( 円)         へ 就業規則に規定されている賃金等級等         2 諸手当及び賞与の額及び計算方法         イ( 手当 円 /計算方法: )         口( 手当 円 /計算方法: )         ハ( 手当 円 /計算方法: )         3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率イ所定時間外、法定超 月 60 時間以内( )%、 月 60 時間超 ( )%         所定超( )%、 所定超( )%、 次、 済夜( )%         4 賃金締切日 毎月 日         5 賃金支払日 毎月 日         6 賃金の支払方法

退	稍	1 定年制 ( 有 ( 歳) , 無 )         2 継続雇用制度 ( 有 ( 歳まで) , 無 )         3 自己都合退職の手続(退職日の ( ) 日以上前に届け出ること)         4 解雇の事由及び手続
そ	の他	<ul> <li>・社会保険の加入状況(健康保険 厚生年金保険 厚生年金基金 その他( ))</li> <li>・雇用保険の適用(有,無)</li> <li>・その他</li> </ul>

4 職員の採用計画について具体的にご記入ください。
5 職員の人材育成及び研修計画について具体的にご記入ください(ただし、業務仕様書に
おいて研修が義務づけられているものを除く。)。

6 防災業務の実施方針、防災業務の役割分担、防災訓練の予定、事故等への対応方法、消
防法への対応の内容について年度別の実施方法を含めて具体的にご記入ください。
7 当施設の運営に当たり、札幌市の「環境方針」(募集要項資料 17)に基づく環境保全行
動への取組について、計画があればご記入ください。

8 管理業務の仕様書に示す「施設、設備等の維持に関する管理」業務の具体的な実施要領
(第三者への委託を含む)、年度別の実施計画を示してください。
特に、安全性や市民サービスの向上、管理運営の節減に結びつく工夫の内容について、
積極的にアピールしてください。

※記載欄が足りない場合は、枠の大きさを任意に調整又は別紙として添付してください。

# 運営事業計画書(令和 年度)

## 1 区民講座について

「巨人時圧について				①募集対象		事業予算額			
事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	②募集人員	総経費	収入		支出 講師謝金 その他	
				③1人当参加費	ሳሌሳ士 ንፈ	参加費	その他	講師謝金	その他

# 運営事業計画書(令和 年度)

## 2 地域住民の交流等を目的とした事業について

				①募集対象		事業予算額			
事業名	目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	②募集人員	総経費	収入		支出	
				③1人当参加費	心作具	参加費	その他	講師謝金	その他

## 運営事業計画書(令和 年度)

## 3 地域の憩いの場づくり施設活用事業(無料)について

目的、内容、期待される効果など	回数	総時間数	その他
	目的、内容、期待される効果など	目的、内容、期待される効果など 回数	目的、内容、期待される効果など 回数 総時間数

<sup>※</sup>令和5~9年度の計画を各年度ごとにご記入ください。

<sup>※</sup>各事業については、管理業務仕様書「3 事業の計画及び実施に関する業務」を参照してください。

<sup>※</sup>表の枠が不足する場合は、ページを追加してご記入ください。

## 施設利用状況報告書(令和 年度)

000 センター

## 1 部屋別·時間帯別利用状況

室	名(定員)	午	前	午	後	夜間				合	計	利用率		1日当たりの利用人数	
_ =	石(足貝)	件数	人数	件数	人数	件数 (内夜	間延長分)	人数(内征	友間延長分)	件数	人数	利用可能件数	利用率	開室日数	人数
ホーノ	レ( 名) A	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
^ =** - <b>+</b> -	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
会議室	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
集会室	(名)					(	)	(	)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
講義室	(名)					(	)	(	)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 B	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
4334	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
実習室	(名)					(	)	(	)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
視聴覚室	(名)					(	)	(	)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
- 陶工芸室	(名)					(	)	(	)	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 C	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
その他	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
(和室など)	(名)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 D	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
合 計	(A~Dの計)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!

<sup>※</sup>一部期間・部屋については、ワクチン接種会場として利用したため貸室利用は行っていない。そのため人数は例年より少なくなっている。

## 2 事業別利用状況

区分		指	お定管理者の開催事	業		貸室事業(有料)	合計
	区民講座	地域交流事業	施設活用事業	その他	計	貝王尹禾(有科)	口前
件数·構成比	0 #DIV/0!	0 100.0%					
人数·構成比	0 #DIV/0!	0 100.0%					

## 3 貸室事業(有料)目的別利用状況

区分	営利目的		飲酒主目的	佃ご合. な別れ合	その他の一般利用	貸室事業(有料)
	10割増 20割増	計	队/白土日时	一心か云・の別れ云	ての他の一般利用	合計
件数·構成比	0 #DIV/0! 0 #DIV/0!	0 #DIV/0!				
人数·構成比	0 #DIV/0! 0 #DIV/0!	0 #DIV/0!				

## 施設利用状況報告書(令和 年度)

〇〇〇 センター

## 4 部屋別・時間帯別利用状況(1の内数)

	''」 - h4 (自) '中' '' '' ' ' ' ' ' ' ' '	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		,										_		1					
			午前	ij				午1	<b>发</b>				夜間	ij				合計	-		
室	名(定員)		件数	人	.数		件数	攵		人数			件数	人	数		件	数		人数	
	11(足貝)	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し
ホーノ	レ(名)A	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
A = # - +-	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
会議室	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
集会室	(名)		( )					( )					( )			0	0	0 ( 0 )	0	0	0
講義室	(名)		( )					( )					( )			0	0	0 ( 0 )	0	0	0
	小 計 B	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
# 33 #	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
実習室	(名)		( )					( )					( )			0	0	0 ( 0 )	0	0	0
視聴覚室	(名)		( )					( )					( )			0	0	0 ( 0 )	0	0	0
。 陶工芸室	(名)		( )					( )					( )			0	0	0 ( 0 )	0	0	0
	小 計 C	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
その他	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
(和室など)	(名)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
	小 計 D	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0
合 計	(A~Dの計)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0

<sup>※</sup>一部期間・部屋については、ワクチン接種会場として利用したため貸室利用は行っていない。そのため人数は例年より少なくなっている。

# 講座等事業実施報告書(令和 年度)

1 区民講座について

										<del>,                                    </del>	J 627		
事業名	  目的、内容等	Ξ	実施回数		集対象	応募倍率	の支出額	指定管理者 の収入額	受講者	 	成された効	1里たど	
(使用した室)		F	<b>大旭</b>	募集 人数	1人あたり 参加費	応募者数	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額	実数	[	E1%.C1 61 2.8%	木なこ	
	目的			- 100		#DIV/0!	円 円						
										成果指標	参加者数	理解度	満足度
										目標値		80%	80%
	内容				円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標値に対する 実績			
( )										目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%
	目的					#DIV/0!	H	Ħ					
										成果指標	参加者数	理解度	満足度
										目標値		80%	80%
	内容				円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標値に対する 実績			
( )										目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%
		講座数	実施回数	募集 人員	参加費	応募倍率	指定管理者 総支出額	指定管理者 総収入額	受講者 実数	〈 備考 〉			
合	合 計				円	#DIV/0!	H	H					
	~.				1人あたり 参加費	応募者数	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額					
					#DIV/0! 円		#DIV/0! 円	#DIV/0! 円					

# 講座等事業実施報告書(令和 年度)

2 地域住民の交流等を目的とした事業について

〇〇〇 センター

事業名		はいこのにず来について				 対象	指定管理者	指定管理者	<b>☆ ↓</b> □ <b>†</b> ⁄	000	•
		目的、内容等		開催回数	参加	1人あたり	の支出額 1人あたり	の収入額 1人あたり	参加者 実数	達成さ	された効果など
(使用した室)					見込数	参加費	支出額	収入額			
	目的						円	円			
										成果指標	来場者目標数の80%
										来場者目標数	
	内容					円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標数の80%	0
( )										目標値の達成率	#DIV/0! %
	目的						円	円			
										成果指標	来場者目標数の80%
										来場者目標数	
	内容					円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標数の80%	0
( )										目標値の達成率	#DIV/0! %
			事業数	実施回数	参加 見込数	参加費	指定管理者 総支出額	指定管理者 総収入額	参加者 実数	〈 備考 〉	
	合 計				Ħ	H	Н				
					1人あたり 参加費	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額				
						#DIV/0! 円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円			

# 講座等事業実施報告書(令和 年度)

## 3 地域の憩いの場づくり施設活用事業(無料)

〇〇〇 センター

3 地域の地での	80 - 1 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	ナ <u> へ (/  )    /                               </u>	1	I	ı	000 623
事業名 (使用した室)	E	目的、内容等	実施 総日数	総時間	利用者実数	達成された効果など
	目的					
( )	内容					
	目的					
( )	内容					
	目的					
( )	内容					

## 施設利用状況報告書(令和 年 月)

〇〇〇 センター

## 1 部屋別・時間帯別利用状況

室	名(定員)	午	前	午	後		夜	間		合	計	利月	用率	1日当たり	の利用人数
	石(足貝)	件数	人数	件数	人数	件数(内容	友間延長分)	人数(内夜	間延長分)	件数	人数	利用可能件数	利用率	開室日数	人数
ホーノ	レ( 名) A					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
A	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
会議室	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
集会室	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
講義室	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 B	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
4224	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
実習室・	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
視聴覚室	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
· 陶工芸室	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 C	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
その他	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
(和室など)	(名)					(	)	(	)	0	0		#DIV/0!		#DIV/0!
	小 計 D	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	#DIV/0!	0	#DIV/0!
合 計	(A~Dの計)	0	0	0	0	0 (	0 )	0 (	0 )	0	0	0	100.0%	0	#DIV/0!

## 2 事業別利用状況

区分		指	能定管理者の開催事	業		貸室事業(有料)	_	<del>=</del> T
	区民講座	地域交流事業	施設 <mark>活用</mark> 事業	その他	計	貝王尹禾(有付)	合	ĒΙ
件数•構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	0	100.0%
人数•構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	0	100.0%

## 3 貸室事業(有料)目的別利用状況

□ △		営利目的		飲酒主目的	佃ご合. セ別わ合	その他の一般利用	貸室事業(有料)
	10割増	20割増	計	以伯王日时	心の云・の別れ云	ての他の一般が用	合計
件数•構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!
人数·構成比	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	#DIV/0!	0 #DIV/0!

## 施設利用状況報告書(令和 年 月)

〇〇〇 センター

## 4 部屋別・時間帯別利用状況(1の内数)

	3 F3 F4 F1 F1 77 37 137 137 137 137 137 137 137 137		午前	ή				午 往	<b>发</b>					夜間				4	計		
室	名(定員)		件数	人	数		件数	ζ		人数			件数		人	.数		件数		人数	
	11 (足貝/	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	時間 貸し	夕食 時間	時間 貸し	昼食 時間	夕食 時間	昼食 時間	夕食 時間	時間 貸し
ホーノ	レ( 名) A		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
^ = <del></del>	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
会議室	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
集会室	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
講義室	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
	小 計 B	0	( )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0	) 0	0	0
	( 名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
実習室	( 名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
視聴覚室	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
施工芸室	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
	小 計 C	0	( )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0	) 0	0	0
	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
その他	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
(和室など)	(名)		( )					( )					( )				0	0 ( 0	) 0	0	0
	小 計 D	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0	) 0	0	0
合 計	(A~Dの計)	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0 )	0	0	0	0	0 ( 0	) 0	0	0

## 講座等事業実施報告書(令和 年 月)

1 区民講座について

- 一色以明圧に フ												<u> </u>		
事業名		目的、内容等	開催日時	募:	集対象	応募倍率	指定管理 の支出額	1者額	指定管理者 の収入額	   受講者	净	成された効	甲かど	
(使用した室)		HIN FIEW	历旧口的	募集 人数	1人あたり 参加費	応募者数	1人あた 支出額	:IJ	1人あたり 収入額	実数		130C401C33	, A & C	
	目的					#DIV/0!		円	P					
											成果指標	参加者数	理解度	満足度
											目標値		80%	80%
	内容				円		#DIV/0!	円	#DIV/0! P	ı	目標値に対する 実績			
( )											目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%
	目的					#DIV/0!		円	P					
											成果指標	参加者数	理解度	満足度
											目標値		80%	80%
	内容				円		#DIV/0!	円	#DIV/0!		目標値に対する実績			
( )											目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%
	目的					#DIV/0!		円	P					
											成果指標	参加者数	理解度	満足度
											目標値		80%	80%
	内容				円		#DIV/0!	円	#DIV/0! P		目標値に対する実績			
( )											目標値の 達成率	#VALUE!	0%	0%

# 講座等事業実施報告書(令和年月)

## 2 地域住民の交流等を目的とした事業について

000 センター

事業名		の 中央等			 対象	指定管理者					
→ → → 本石 		目的、内容等	開催日時			の支出額	の収入額	参加者	達成さ	れた効果など	
(使用した室)			17.3   12.3	参加 見込数	1人あたり 参加費	1人あたり 支出額	1人あたり 収入額	実数			
	目的					円	円				
									成果指標	来場者目標数の8	0%
									来場者目標数		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標数の80%	0	
(	)								目標値の達成率	#DIV/0!	%
	目的					円	円				
									成果指標	来場者目標数の8	0%
									来場者目標数		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標数の80%	0	
(									目標値の達成率	#DIV/0!	%
	目的					m.	円				
									成果指標	来場者目標数の8	0%
									来場者目標数		
	内容				円	#DIV/0! 円	#DIV/0! 円		目標数の80%	0	
(									目標値の達成率	#DIV/0!	%

# 講座等事業実施報告書(令和年月)

## 3 地域の憩いの場づくり施設活用事業について

〇〇〇 センター

	<b>あってり心政ルルチ末について</b>	ı	1		000 677
事業名	目的、内容等	開催日	実施時間	利用者実数	達成された効果など
(使用した室)					
	目的				
	内容				
( )					
	目的				
	内容				
( )					
	目的				
	内容				
( )					

〇〇△△セン 利用日	日: 年月	日 ~	年 月	日			1月末	4.他設利	用料金収入キ	人沉和古	吉					作成日	付 /	/	頁
			午前	12	時~13時		午後	17	時~18時		夜間		全日		延長	1	時間貸し	ĺ	合計
		件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金	件数	利用料金
	一般料金																		
	10増																		
DO室	20增																		
	2割増																		
	合計																		
	一般料金																		
	10増																		
OO室	20増																		
	2割増																		
	合計																		
	一般料金																		
204	10増																		
OO室	20增																		
	2割増																		
	合計	<u> </u>																	
	一般料金																		
200	10増																		
OO室	20増																		
	2割増																		
	合計	1						-											
	一般料金																		
<b>∧</b> =⊥	10増																		
合計	20増																		
	2割増合計																		
		+						-											
		+						<del>                                     </del>											
		+	-					<del>                                     </del>											
		-	1						1										
			1						1										
		+						$\vdash$											
		-	1						1										
			1						1										
			1						1										
			L						1						l		総合言		

館	長	担	当

# \*\*\*\*センター図書室業務日誌

平成	年 月		日(	,	)	天:	気(		)	作	成者氏	名			
	従事	4	<b>氏</b>	名					従	1	事時	計 間			
								:			~		:		
   勤務状況						:				~					
■ 重月4万 1人 7儿						:				~		:			
								:			~		:		
								:			~		:		
	貸出冊数	τ					₩		返却	冊数	:				₩
			前日 (				枚		食索機 5法ℓ						件
		j	受入枚数	数			枚	i	調査	相談					件
		新	規登録	数			枚		利用	案内					件
	貸 出 券 受払状況	Ā	再交付数	数			枚				前 F 残 相	ヨ の 女 数			枚
		3	変更届数				枚	  バーコード			受入	受入枚数			枚
業務処理 件数累計		残 枚					枚	受	払状	況	使用	枚数			枚
针数条部											残 札	文 数			枚
		予	約		7	本			は	予	約	通	封書そ		
	電話記録	督	促		7	本	郵送記	绿	が	督	促	通	そ		通
		そ	の他			本			き	寄	贈礼状	通	一の他		
			· 大声・	<u>ー</u> 走り			件		 ②飲				116		
	図書室内		ノスノ )携帯電			,_	·· 件		_		注意	件			
	巡回状況	_	その他			牛 (			<b>•</b> ,п	-24 )	71.6			)	
	7 0 111			<u>-</u>	•	• `									
	その他														
		内			容					久	D. 理	結	ì	果	
利か お ま 要 実 提															
 ※上記の苦情	. 更望什特别	ナン:亩:	終わがは	<u>ئىس:</u>	・亜のナ	11 N ±	のに限	니타	ı d	<del>д -</del>	اطط	性切けな	事級と	対応が	必要な

※上記の苦情・要望は特別な連絡や対応の必要のないものに限り記入することとし、特別な連絡や対応が必要な 案件は、内容に応じて所定の書式により速やかに\*\*区地域振興課または中央図書館に提出してください。

	項	目	チェック	項	目	チェック
	各端末機器電流	原遮断				
業務終了時の	サイン類表示す	変更等				
チェック状況	図書室内窓施釒	淀				
	図書室内照明	肖灯				
	その他図書室に	<b>为状況確認</b>				

	中 央 図	書館	
館長	課長	係長	係

センター館長	係

# \* \* \* \* センター図書室事故等報告書

件名	□ □事故 □苦情 □トラブル □要望・提案 □その他
—————————————————————————————————————	令和 年 月 日( ) 午前・午後 時 分
及び 対応方法	ロカウンター 口電話 口その他( )
応対者氏名 ————	
申立人 (匿名	希望の場合は氏名欄に匿名と記入し、不明の場合は氏名欄に不明と記入すること。)
[住 所]	
[氏 名]	[年 齢] 歳 ※わかる場合のみ記入
[電話番号]	(優先度1) (自宅・勤務先・携帯電話)
	(優先度2) (自宅・勤務先・携帯電話)
	(優先度3) (自宅・勤務先・携帯電話)
2. 現場におけ	る対応
□現場対応	で処理が完了した場合はチェック印を記入すること。
3. 中央図書館	が対応すべき事項及び回答が必要な事項 4.3に対する中央図書館の対応・回答
1	
2	
3	
4	
<b>⑤</b>	
-	•

※図書館業務及び電算システム等に関する内容以外の案件は、所定の書式により\*\*区地域振興課へ 提出してください。

係

# \*\*\*センター図書室月間業務報告書(1)

		令和	左	F	月分	}			
	開室日数	日	貸出冊数			#	返却冊数		₩
		前月末の 残 枚 数		枚	調査相談			•	件
		受入枚数		枚	利用案	内			件
	貸 出 券	新規登録数 (WEB仮登録含む)		枚	バーコード		前月末(	D 数	枚
	受払状況	再交付数		枚			受入枚数	数	枚
業務処理		残 枚 数		枚	受払状況	5	使用枚	数	枚
件数累計							残 枚 豿	数	枚
		予約		本		はが	予:	約	通
	電話記録	督 促		本	郵送記録	き	寄贈礼	犬	通
		その他		本		卦	書・その	也	通
	その他								
		内	容			,	処	理	1
利用者から の苦情・要 望・提案等									

※上記の苦情・要望は特別な連絡や対応の必要のないものに限り記入することとし、特別な連絡や対応が必要な案件は所定の書式により速やかに\*\*区地域振興課または中央図書館に提出してください。

通信欄	
	103

センター 館 長	係

## \*\*\*\*センター図書室月間業務報告書(2)

	令和 年	月分	}	
事業名称	開催日時	参加者数	備	考
(おはなし会・映画会等)				
(テーマ展示)				
( ( ) - <del> </del>				
(その他・講座等)				

- ※純粋な事業のみを記載し、下記のような図書室で標準的に実施されるべき業務や定例的な業務等は記入不要です。
  - ・図書室カレンダー等の作成・配布 ・新着図書一覧(新刊リスト)や各種おすすめ図書リスト等の作成・掲示
  - ・各種ポスター等の作成・掲示 ・予約ベストテン等の作成・掲示 ・各賞受賞に関する情報や各種書評の掲示
  - ・図書の配架場所の変更やポップ作成等室内装飾に関するもの ・ホームページやチラシ等による各種PR
  - ・中央図書館主催の研修に関するもの・その他(列記した事項に類するもの)示
  - 注) テーマ展示において長期間内容を変えないものは、定例的な展示となりますので、記入不要です。

## 管理物件

施設の名称	苗穂・本町地区センター		
施設の所在地	札幌市東区本町2条7丁目2番10号		
施設の設置目的	地域住民のコミュニティ活動の助長及び生涯学習の普及促進を図り、もっ		
	て地域住民の福祉の増進に寄与することを目的とする。		
建物の構造等	開設年月日:平成11年2月15日		
	構造・規模:鉄骨鉄筋コンクリート一部鉄骨造地上2階建		
	専有部分内訳 1 階 1,020.42 ㎡		
	2 階 288. 89 m²		
	敷地面積: 2, 481. 16 ㎡		
	延 床 面 積(専有部分): 1,309.31 m²		
	主要施設:体育室(300人収容)、会議室(2室)、和室(2室)、		
	実習室 (1室)、図書室 (1室)		
	駐 車 場: 20台収容		
	札幌市苗穂・本町地区センター専有部分内にある他の施設(組織)		
	① 伏古本町地区福祉のまち推進センター (45.37 m²)		
	② 苗穂地区福祉のまち推進センター (45.37 m²)		
	建 設 費:442 百万円		
	施設平面図:別添のとおり(資料1) 別冊(ア)参照		
特記事項	・指定避難所に指定。		
	・選定後、改修工事・大規模修繕等が行われる場合は、別途協議を行う。		

## 札幌市苗穂・本町地区センター備品一覧表(今後精査予定

部屋	品 名	部屋	品 名	部屋	品 名
	事務机 (課長用)		ビジネスキッチン		事務椅子 (OA用)
		1			
	事務机(一般用)	階 給			掲示板(吊下タイプ)(2階廊下・物入れ) 森立て(風除室)
	事務椅子(課長用) 事務椅子(一般用)	湯			傘立て(風除室)
	事務何丁(一放用)	室			灰皿
	脇机				
	ミーティングテーブル	機	掲示板(吊下タイプ)		連搬車(台車)(1階物人れ)
	受付カウンター	械		そ	会議用折りたたみ机
l	版切り ミーティングテーブル 受付カウンター スタッキングチェア	室		0)	温水洗浄使坐
l	パソコンラック			他	駐車場看板
l	ビジネスキッチン	1	ロビーチェア		座卓テーブル
١	更衣ロッカー	階			掲示板
事	書庫	口			ベビーチェア
務 室	月間行事予定表(壁掛けタイプ)	ビ			
	耐火金庫	1			
l	リサイクルボックス		ロビーチェア		
l	ワゴン	2			
l	ワゴン 冷蔵庫	階口			
l	17成件   ファノリンがキュレラ l	ピ			
l	ファイリングキャビネット デジタルカメラ 自動体外式除細動器 ADE	1			
l	ナンタルカメフ		1008		
l	自動体外式除細動器 ADE	2	ビジネスキッチン		
l		階			
l		給			
l		湯室			
		+			
	スタッキングチェア		幕板付会議用机		
l	椅子収納用台車		会議用机		
l	ベンチ		スタッキングチェア		
l	ローパーテーション		椅子収納用台車 ホワイトボード コートハンガー ワイヤレスマイク DVDプレイヤー		
l	ローパーテーション 展示パネル	集	ホワイトボード		
l	展示パネル ホワイトボード	会	コートハンガー		
l	演台	室	ワイヤレスマイク		
l	<u>花</u> 台		DVDプレイヤー		
l	シューズロッカー		D V D > V 1 1		
l	占投力				
体	卓球性はフェンス				
育	卓球防球フェンス		△菜二. ゴュ		
室	ボールかご(組み立て式)		会議テーブル		
l	得点板		食堂用テーブル		
l	OHPスクリーン		ワゴン		
l	司会者用演台		冷蔵庫		
l	スポットライト	実	電子レンジ		
l	スポットライト用スタンド	習室	電気炊飯器		
l	ダブルカセットデッキ	主	クッキングカッター		
l			ミキサー		
l					
L					
<del>+.</del>	案内板 (スタンドタイプ)		座卓		
玄関	雑誌架		ホワイトボード		
口口			コートハンガー		
Ľ			茶道具(風炉・釜)		
		和	基盤 基盤		
\	更衣ロッカー	室	囲碁指導板		
清掃	<u> </u>				
押員					
室					
			が電光を囲んける仏教を加きたフィ		

<sup>※1</sup> 上記備品は、募集時点のものであり、指定管理業務開始時の状態を保証するものではない。

<sup>※2</sup> 上記備品の更新については、札幌市が利用状況や予算状況を勘案して行う。

## 指定管理者が調達する物件

**	必要に応じて、	協定により決定。